

校内別室指導支援員配置モデル校事業の実施について

1 経緯

都内公立小・中学校における不登校児童・生徒数は、平成25年度以降年々増加を続けており、その要因や背景は複雑かつ多様化している。

本区においては、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年12月公布）」いわゆる教育機会確保法の趣旨等を踏まえ、在籍校、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び学習支援教室めぐろエミールが連携・協力し、学びの継続や社会的自立に向け、不登校児童・生徒一人ひとりの状況に応じた支援を行っているところであるが、東京都と同様に不登校児童・生徒数は増加傾向にある。

東京都教育委員会は、各学校において、校内の別室であれば登校できる児童・生徒に対して、安心して、自己存在感や充実感を感じられる場所を校内に設置して対応できるよう、支援員の配置に係る費用を補助する「校内別室指導支援員配置事業」を実施することとした。

については、本区における不登校児童・生徒への対応策の一つとして、校内別室指導の効果や課題等を検証し不登校対応の充実を図るため、東京都の補助制度を活用した「校内別室指導支援員配置モデル校事業」を実施することとする。

2 事業概要

(1) 事業名

校内別室指導支援員配置モデル校事業

(2) 目的

校内の別室であれば登校できる児童・生徒に対して、校内別室指導により安心感や自己存在感、充実感を得ることができるよう支援するとともに、本区における不登校児童・生徒への対応策の一つとして、校内別室指導の効果や課題等を検証し、不登校対応の充実を図る。

(3) 校内別室指導支援員配置の対象校

ア 第一中学校と目黒中央中学校をモデル校として指定する。

イ 別室については、校内の空き教室等を利用する。

ウ 校内別室指導支援員については、特別支援教育支援員登録者の中から1校につき2名を選定し配置する。

【補助スキーム】

補助割合	都 (10/10)
補助基準額 (上限額)	504万円/1校

- ※ 原則として、欠席日数30～89日の児童・生徒数が10人以上の小・中学校。
(補助対象校は、都内で小学校37校、中学校172校。)
- ※ 校内別室指導支援員の資格及び配置人数などは、区市町村が設定する。
- ※ 事業期間は、令和5年4月1日から令和7年3月31日まで。

3 必要経費見込み (参考)

令和5年度執行予定分 10,080千円

(内訳)

① 校内別室指導支援員の配置 @ 2,000 × 6時間 × 5日 × 42週 × 2人 × 2校 = 10,080千円

- ※ 上記事業費に対して、東京都の校内別室指導支援員配置事業 (補助率 10/10) を活用することから、区の一般財源負担は生じない見込みである。

4 実施期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで (2年間)

以 上